

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

四国中央市長 篠原 実

市町村名 (市町村コード)	四国中央市 (38213)
地域名 (地域内農業集落名)	土居東地区 <small>(根々見・松の木・中村上・中村下・梅ヶ町・小林東・小林上・南本郷・北本郷・上東・上西・中組・堂前・下東・下西・八日市・東村・西村・森の上・西大道・樋の口・要町・東大道・上市・馬場・東宮・本郷・宮の下・森首・上野田)</small>
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、津根干拓・藤原地区の北部・小林の南部で圃場整備が実施され、市内では比較的規模の大きな農地があり、法人や大規模農家により、農地の維持がなされている。  
 しかし、条件不利地では耕作放棄地が増加傾向であり、小規模農地も多く作業効率が上がらない。また、有害鳥獣被害が発生しており、営農や住環境の悪化が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集積を希望する農家も比較的多く、整備地は引き続き優良な農地として維持していく。  
 畜産農家が存在しており、畜産農家から出る堆肥を、果樹、耕種農家との連携で利用促進を図り、安定生産を行える土づくり・環境を整える。  
 山間部を中心に鳥獣被害が発生している。防護柵の設置や地域ぐるみでの対策で被害拡大を阻止し、農地を維持していく。  
 整備地域外の比較的小規模な農地や耕作が困難となった農地については、担い手や新規就農者を確保し、可能な範囲で農地を借り受け、地域内の農地の保全及び耕作を維持する。依頼があれば、収穫委託や機械の貸し出しを行っている法人もある。  
 営農環境を維持することにとどまらず住環境維持にも寄与するよう適切な多面的機能の整備を検討する。  
 ・施設を利用した周年出荷可能な野菜栽培による複合経営  
 ・区画整理等の取組みを推進  
 ・里芋を中心に青ネギなどの他野菜で輪作体系が組めるかの検証

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	432 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	432 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業を担う者として位置付けられた農業者の農地を中心とした区域

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
現状を維持しつつ、可能な範囲で担い手が農地を集約する。 ・農地の貸し借りのマッチングアプリ等
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用を検討し、効率的に地域全体の活用を考える。
(3) 基盤整備事業への取組方針
作業効率向上のため大型機械を導入している法人もあるが、活用できる農地が少ない。基盤整備の事業化と優良農地の貸し出しを推進し区画整理を推進する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
荒廃状況や今後の見通しを地図等で可視化し、地域農業の意識改革や情報の公開・共有を図る。 関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を確保する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業効率に期待できる作業は、委託実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害が拡大しないよう防止柵等を設置
- ②有機肥料の使用
- ③水位センサーの利用
- ⑦耕作放棄地の保全(定期的な除草・水路の確保)